

令和七年六月二十七日受領
答弁第三二四号

内閣衆質二一七第三二四号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員井坂信彦君提出漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「漢方・生薬の薬価高騰」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省において調査したところによれば、「日本標準商品分類」（昭和二十五年三月総務庁統計局統計基準部設定、平成二年六月改訂）上の分類が「生薬」、「漢方製剤」又は「その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品」に該当する医療用医薬品の薬価については、全体としては、おおむね横ばいで推移している。他方で、日本漢方生薬製剤協会の調査によると、「中国からの原料生薬」のうち平成二十年度の「使用量上位三十品目」の「輸入価格」については、例えば、令和五年は平成十八年の約三倍となっていると承知している。いずれにせよ、薬価については、医薬品の安定供給を確保する観点を踏まえて、適切に対応してまいりたい。

二について

御指摘の「漢方・生薬」を含め、既収載品（既に薬価収載されている品目をいう。）に係る令和六年度薬価改定については、「薬価算定の基準について」（令和六年二月十四日付け保発〇二一四第一号厚生労

働省保険局長通知別添。以下「薬価算定基準」という。）の「第三章 既収載品の薬価の改定」等に定めるところにより、市場実勢価格を踏まえて実施しており、御指摘のような「特性」を踏まえて実施しているものではない。

三について

令和六年度薬価改定における御指摘の「不採算品再算定」については、「令和六年度薬価制度改革の骨子」（令和五年十二月二十日中央社会保険医療協議会了解）において、「令和四年度薬価調査における全品目の平均乖離率である「七・〇パーセント」を超えた乖離率であった品目」を除き、「急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、企業から希望のあった品目を対象に特例的に適用する」とされたことを踏まえ、薬価算定基準の「第三章 既収載品の薬価の改定」の「第七節 低薬価品の特例」の「二 不採算品再算定」等に定める要件に該当する場合には、御指摘の「不採算品再算定」の対象としていているところである。その上で、お尋ねの「なぜ医療用漢方製剤だけが引き上げられたのか、全ての漢方・生薬の薬価を見直す必要があるのではないか」の趣旨が明らかではないが、当該要件に該当するものとして、

「生薬」では二十五品目、「漢方製剤」では三百六十品目、「その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬

品」では二品目について、御指摘の「不採算品再算定」を実施し、薬価の引上げを行ったところである。

四について

御指摘の「不採算品再算定の定義に近い状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、三についてでお答えしたとおり、御指摘の「生薬」についても、薬価算定基準に定める要件に該当する場合には、「不採算品再算定」の対象としている。

五について

御指摘の「不採算品再算定」を含む薬価制度の在り方については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」（令和七年六月十三日閣議決定）において、「国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価の実施」とされていることや、医薬品の安定供給の確保の観点も踏まえ、今後、中央社会保険医療協議会において検討することとしており、お尋ねについて、現時点で予断をもってお答えすることは困難である。